

大垣市地区計画区域（犀川地区）内において建築等を予定されている方へ

○ 地区計画とは

地区計画とは、道路や公園の配置や規模、建築物の立地内容をみなさんと市が相談をして「まちづくり」のルールを、地域の特性に応じて定めるものです。

この制度を活用することで、みなさんの居住環境を「地区」レベルの視点で考え、その地区の特性に応じた「まちづくり」を進めることができます。

地区計画において定めることができる内容としては、

- ①道路の配置と幅員
 - ②公園や広場の配置と規模
 - ③緑の保全
 - ④建物の用途や規模
 - ⑤敷地面積の最小
- などがあります。

○ 建築条例とは

地区整備計画において定められた建築物に関する事項のうち、特に重要な事項について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、条例による制限として定めるものです。

○ 犀川地区の地区計画について

犀川地区では、土地区画整理事業によって道路や公園が整備されていますので、下記の内容についてルールを定めています。

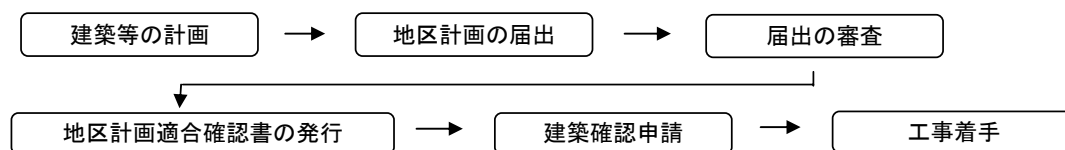
- ①建築物の用途、容積率・建ぺい率の最高限度、高さの最高限度
- ②建築物の敷地面積の最小限度
- ③垣又はさくの構造

また、この内容につきましては、みなさんの良好な都市環境を確保する目的で「大垣市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例」で定めています。

○ 地区計画区域内における手続きについて

この犀川地区において建築等を予定されている方は都市計画法第58条の2による「届出」が必要です。
(※工事着手30日前までに届出が必要です。)

(手続きの流れ)



○ 地区計画の届出書について

届出書（当初届出書、変更届出書）及び記入例は次のとおりです。正副（各1部）提出して下さい。

○ その他

共同住宅等を建築される予定の方は、電波障害等の対応と近隣住民への地元説明会を要望いたします。